

児童生徒就学援助制度のお知らせ

町では、小・中学校に通学するお子さんの学用品費や給食費など、就学費用の一部を援助する制度を設けています。

《令和5年度分の申請》

●対象 経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者

※審査の結果、該当にならない場合があります。

●提出書類 申請書および令和4年中の世帯の収入（各種手当、年金等を含む）がわかる書類の写し

●提出期限 令和5年1月31日（火）期限厳守

●提出先 現在通学している小・中学校（未就学児は入学予定の小学校）

《令和4年度分の申請》

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、現在経済的に困りの方もいらっしゃると思います。そのような方については、前年の所得ではなく、直近の収入状況などを勘案し該当となる場合がございます。※詳しい内容についてはお問い合わせください。

【問い合わせ】

各学校または教育委員会学校教育係 ☎8516144

小型家電リサイクル持込回収について

白鷹町美しい郷づくり推進会議では、小型家電に含まれる鉄

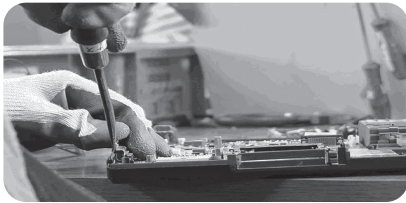
アルミ、レアメタル等の有用金属の再資源化及び廃棄物の減量化を図るため、榑高良さんに協力いただきご家庭で不要になった小型家電を無料回収しています。令和4年度の回収は11月で終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

出し忘れてしまった！新たに回収して欲しい！と言うかたは、直接持ち込むことができま

す。まずは左記にお電話いただき、ご相談ください。

【回収先】

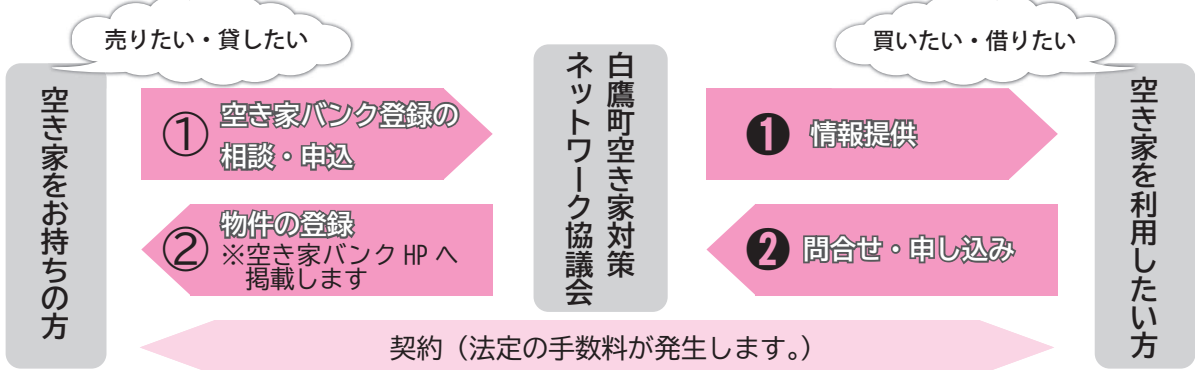
- ▼株式会社杜高良 山形営業所
- ▼山形市高木8番地（西部工業団地内）
- ☎0231-6471
- 5081



空き家バンク制度をご利用ください！

生まれ育った家や、子どもの頃遊びに行った親戚の家など、思い出が詰まった家も、住む方が居なくなると、どんどん老朽化してしまいます。

空き家バンクは、空き家を売りたい方、貸したい方の情報を集約し、空き家を利用したい方へ紹介することで、空き家の有効活用、町への定住促進を図ることを目的としています。思い出のある家を良好な状態で将来に残すため、空き家バンクへの登録をぜひご検討ください。



<空き家バンク利活用支援交付金事業>

空き家となっている建物の利活用や移住・定住の促進を図るため、白鷹町空き家対策ネットワーク協議会が行う空き家バンク事業で売買又は賃貸の契約を行い町外から転入された方に対し交付します。また、子育て世帯には加算がありますので、詳細はお問い合わせください。

◇交付金 売買の場合：50万円 賃貸の場合：5万円 【問い合わせ】 建設課都市・住宅係 ☎87-0784

「固定資産の異動」についてお知らせください

令和4年1月2日から令和5年1月1日まで、次のような固定資産の異動がありましたら、「所有建物確認のお願い（5月13日送付の納税通知書に同封）」のハガキに記入し投函いただくか電話などでお知らせください。

●土地について

土地の現況（利用状況）が変わったとき

例：田畑や原野を造成して、宅地や駐車場、資材置き場にした場合など

●家屋について

家屋（建物）に異動があったとき

例：建物を新築、増改築した場合や、建物を取り壊した場合

住宅用の新築家屋に対する税の軽減

住宅用の新築家屋の床面積が50㎡以上280㎡以下のものは、120㎡相当分について初年度から3年間、固定資産税の税額が2分の1に軽減されます。

※長期優良住宅の認定を受けた新築家屋は、初年度から5年間、税額が2分の1に軽減されず。

※都市計画税は軽減されません。

改修した家屋に対する税の軽減

次の①～③のいずれかに該当する改修は、固定資産税の軽減が受けられます。

- ①省エネ改修
- ②バリアフリー改修
- ③耐震改修

※対象となる家屋の要件や減額措置がそれぞれ異なりますので、詳しくはホームページをご覧ください。

※都市計画税は軽減されません。

償却資産の申告について

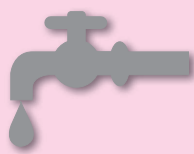
償却資産は、事業用資産の所有者に申告の義務があります。12月中旬に申告書を送付しますので、令和5年1月31日（火）まで申告をお願いします。新たに事業をはじめられた方、または今までに申告されていた方で申告書が届かない場合はご連絡ください。申告書を送付します。

【問い合わせ】

税務出納課資産税係

☎85-6133

冬期間は 水道の検針を 休みます



【問い合わせ】

上下水道課業務係 ☎85-6137

1月～4月までは、積雪によりメーター検針が困難なため、検針を行いません。

水道料金・下水道使用料は、12月請求分（11月の使用水量）と同額を請求し、検針再開の来年5月に精算させていただきます。

冬期間の使用水量が11月の使用水量と大幅に変動することが予想される場合は、上下水道課までご連絡ください。

○水道管の凍結や漏水事故にご注意ください

例年、12月から3月にかけて水道管の凍結事故が急増します。水道管が凍結すると、水が使えなくなるだけでなく、修理費用を要したり、水道料金が高額となる場合があります。

○水道管の凍結・漏水事故を防止するためには

- ・「不凍水抜栓」を完全に閉め切り、蛇口を全開にして水抜きをしましょう。
- ・漏水等の発見が遅れ、水道料金が高額とならないよう、冬期間使用しない施設は閉栓手続きを行いましょ。開栓・閉栓の手数料はそれぞれ1,000円です。

○もし、水道管が破損したら…

水道管が破損した場合は、メーターボックス内のバルブを閉め、直ちに水を止めて町指定給水装置工事業者にご相談ください。ただし、修理代は自己負担となります。

○漏水の確認方法について

自宅内の蛇口を全て閉め、水道メーターを確認してください。銀色のパイロットマークまたは1リットル針が動いている場合は、どこかで漏水している可能性がありますので、町指定給水装置工事業者へご相談ください。